

『薛王二先生教言』について―併せて同書所収の佚文に及ぶ―

永 富 青 地

現在、山梨県立図書館に所蔵されている『薛王二先生教言』は、明万曆三十年（二六〇二）序刊の、明儒薛瑄^①および王守仁の選集（合編）である。

同書の成立に関して、筆者は「山梨県立図書館蔵『薛王二先生教言』について」（『汲古』第八十二号、二〇二二）。以下、永富^②「二〇二二」と略称）において簡潔に記しておいた。本稿においては、永富^②「二〇二二」との重複をできるだけ避けつつ、主として同書の内容および、同書に含まれる薛瑄と王守仁の佚文について述べていきたい。

『薛王二先生教言』は現在確認される限り、山梨県立図書館および中国の中央党校に所蔵されている。^③

山梨県立図書館蔵本に関しては、『山梨県立図書館所蔵漢籍目録』（同図書館編集、一九八七）第三十七頁（子部 儒家類）に、「文清薛先生教言（薛王二先生教言） 一卷 文成王先生教言 一卷 明薛瑄・王守仁 明萬曆三十序刊 一册 一三三〇根」として著録がなされている。^④

上記の目録類を除くならば、近代における本書に関する言及としては、白井順氏が「東アジアにおける薛瑄『読書録』」

の刊行と変容」(『日本中国学会報』第六十一集、二〇〇九)において、「万暦の曾省吾が編集した『薛王二先生教言』、・・・も、『読書録』から抜粋して抄録されている」(同論文第一五四頁)として、「文清薛先生教言」の部分に関して述べられているのみである。

山梨県立図書館蔵本は、一冊、全二巻。万暦三十年(一六〇二)序刊。構成としては、「重刻薛王二先生教言叙」(万暦王寅「三十年、一六〇二、葉煒」(二丁)、「文清薛先生教言上篇」(全九十条)、「文清薛先生教言下篇」(全百十条)〔上篇、下篇を通して二十一丁)、「文成王先生教言上篇」(全五十四条)、「文成王先生教言下篇」(全四十四条)〔上篇、下篇を通して二十三丁)、「薛王両先生教言跋」(劉文徴)(二丁)、「薛王二先生教言跋」(楊楷)(三丁)、「跋語」(趙士諤)(二丁)となつている。本文框廓は四周単辺、二十一・三×十五・〇糎。半葉八行、行二十字。版心に単魚尾(上黒魚尾)、魚尾の上に「文清薛先生教言」の部分には「薛先生教言」、「文成王先生教言」の部分には「王先生教言」、魚尾の下に内容に応じてそれぞれ「叙」、「〇上篇」、「〇下篇」、「跋」と記し、版心の下に丁付が記されている。表紙は日本で付け替えられたものであり、同じく日本で付け替えられた貼り題箋(四周単辺)には「薛王二先生教言 全」と記されている。

次に、本書の序文「重刻薛王二先生教言叙」から、その編纂の経緯について探つていきたい。⁴⁾本序の作者葉煒は字汝充、別号玄峯、直隸寧国府宣城縣(安徽省宣城市)の人。万暦十四年(一五八六)の進士。餘姚(浙江省餘姚市)の知県を経て、河間府(河北省滄州市西部)の知府となる。浙江按察副使、備兵寧紹、浙江右参政に遷り、万暦三十四年(一六〇六)に致仕している。⁵⁾

本序の末尾において葉煒が「頃^頃教言各二冊を獲るは、乃ち曾中丞公、之れを蜀^蜀に梓するの者なり。大都皆^皆な明新の要語にして、尤も約にして循ふべし。謬つて増輯を加へ、紫微署の中に鑄し、同志の翫^翫ましと爲す」と述べていることから、

彼は會中丞公（會省吾）が四川省において刊刻した本書の初刻本に増訂を加えたうえで重刻したことが判る。

本書初刻本の編者である會省吾は、字三省、号は確庵、江西九江府彭澤県（江西省九江市彭澤県）の人。嘉靖三十五年（一五五〇）の進士。隆慶六年（一五七二）に都察院右僉都御史に昇進し、四川省を巡撫する。以後、万曆三年（一五七五）まで四川に留まっていることから、本書初刻本の刊刻はその間のことと思われる。その後、廷試読卷官に昇進し、太子太保を加えられるも、万曆十年（一五八二）における張居正の死に伴い没落、失脚している。⁶⁾

朱子学者である薛瑄と陽明学の祖たる王守仁の選集（合編）を編む理由について葉燁は、「我が明、正學を崇び、薛王兩先生の先後継起し、著す所に讀書録論道編⁷⁾有るが若きは、一は則ち精思實踐して敬に本づくに歸し、一は則ち妙悟神解して眞詮を直指す。説を爲すこと殊なると雖も、其の心に從ひ道に入り、以て洙泗の傳を續け統べること、則ち一なるのみ」と、明清期の朱陸論、あるいは朱王論において多く為された、理学と心学との同歸論によつて正当化しているのである。⁸⁾

一方、本書の出版の賛助者と思われる三名による、本書の跋文類を見ても、これら跋文類を記した三人は、本書の刊行当時において、紹興府の知府またはその管轄下の県の知県を務めており、浙江按察副使を務めた葉燁との地縁・人縁によつて跋文を記すこととなつたものと思われる。⁹⁾

また彼ら三人の跋においても、葉燁の序文と同様に、薛瑄の学と王守仁の学、ひいては朱子学と陽明学の同歸が主張されている。

以上においてみてきたように、本書の編纂と流布は、明清期における朱子学と陽明学の同歸を主張する潮流に棹さすものである。

本書の本文のうち、「文清薛先生教言」上下篇の内容は、「文清薛先生教言上篇」第九条を除き、その全てが『讀書録』、『読

書統録』より引用されたものである。また、引用されている内容及び順序からして、引用の際の底本が、万曆丙申（二十四年、一五九六）に李涑等によって刊行された版本であることは疑い得ない¹⁰。

一方、「文成王先生教言」上下篇に所収の諸条は、その多くが隆慶六年（一五七二）初刻、万曆年間（一五七三～一六二〇）重刻の『王文成公全書』によっているが、「文成王先生教言上篇」第十八条、四十七条、四十九条、五十条、「文成王先生教言下篇」第十八条、第三十二条の各条が朱得之編『稽山承語』（嘉靖三十四年、一五五五成立）によっているほか¹¹、「文成王先生教言上篇」の第十七条、「文成王先生教言下篇」の第三十八条の各条が、『王文成公全書』に未収録の佚文である。

「文清薛先生教言」の部分については『読書録』、『読書統録』と、「文成王先生教言」に関しては『王文成公全書』および『稽山承語』との対照表を文末に挙げておいたので参照されたい（表一、表二）。

対照表からも明らかのように、「薛王二先生教言」の「文清薛先生教言」および「文成王先生教言」の内容を見ると、主な内容とその配列に関しては、「文清薛先生教言」においては『読書録』、『読書統録』を、「文成王先生教言」においては『王文成公全書』のページをめくりながら、名言を拾っていった様子が明らかである。しかしながら、上記のごとく、「文清薛先生教言」には、『読書録』、『読書統録』に見えない内容が一条あり、また、「文成王先生教言」にも、『稽山承語』よりの引用を除いて、『王文成公全書』に無い内容が二条含まれている。これら三条の内容は、葉煒自身が「謬つて増輯を加へ」と言っているように、彼による増補と考えるべきであろう¹²。

最後に、これら三篇の「佚文」および、『稽山承語』よりの引用に大きな相違点の見られる「異文」一篇を挙げておきたい。

【佚文二】（「文清薛先生教言上篇」第九条）

操存涵養警惰矯輕、由遏欲存理之功、以至于廣大虚明之地」

【書き下し文】 操存涵養警惰矯輕は、欲を遏め理を存するの功に由りて、以て廣大虚明の地に至る。

【現代語訳】 心をしっかりと保持し養い怠惰を戒め軽はずみを矯正することは、欲を防ぎ理を保存する工夫によって、広大かつ純粹で明らかな境地に到達するものなのである。

【解説】 朱子学の方法論による、心の修養を簡潔に述べたもの。

【佚文二】 「文成王先生教言上篇」 第十七条

謙虚之功、與勝心相反。人有勝心、爲子則不能孝、爲臣則不能敬、爲弟則不能恭、與朋友則不能相信相下。至于爲君亦未仁、爲父亦未慈、爲兄亦不能友。人之惡行雖有大小、皆由勝心生出。勝心一堅、則不復有改過徒義之心矣。

【書き下し文】 謙虚の功は、勝心と相ひ反す。人に勝心有れば、子と爲れば則ち孝たること能はず、臣と爲れば則ち敬たること能はず、弟と爲れば則ち恭たること能はず、朋友と與にすれば則ち相ひ信じ相ひ下ること能はず。君と爲るに至りても亦た未だ仁ならず、父と爲るも亦た未だ慈ならず、兄と爲るも亦た友なること能はず。人の惡行に大小有りと雖も、皆な勝心の生ずるに由りて出づ。勝心一たび堅ければ、則ち復た過ちを改め義に徒るの心有らざるなり。

【現代語訳】 謙虚であろうとする工夫は、勝心（勝ちたいと思う心）と反対のものである。人に勝心があるならば、子としては孝であることができず、臣としては敬であることができず、弟としては恭であることができず、朋友と共にいれば互いに信じ互いにへりくだることができない。君主となるに至ってもまだ仁ではなく、父となってもまだ慈ではなく、兄となっても友（親しむこと）であることができない。人の惡行には大小があるが、それはみな勝心が生じることによって出現するのだ。勝心が堅くなるならば、過ちを改め正義へと移ろうとする心が生じることは二度と無くなってしまふのだ。

【解説】勝心（勝ちたいと思う心）の害を「謙虚之功」との対比において強調し、人の悪行はすべて勝心によって出現すると断言している。本条からもわかるように王守仁は勝心に対して繰り返し警鐘を鳴らしており、「勝心舊習之爲患、賢者不免焉」（勝心舊習の患ひを爲すは、賢者も焉れを免れず）（『王文成公全書』卷七、「象山文集序 庚辰」として）いる。

【佚文三】「文成王先生教言下篇」第三十八条

人之是非毀譽、如水之濕、如火之熱、久之必見。豈能終掩其實者。故有其事、不可辯也。無其事、不必辯也。無其事而辯之、是自謗也。有其事而辯之、是益增己之惡而甚人之怒也。皆非所以自脩而平物也。

【書き下し文】人の是非毀譽は、水の濕るが如く、火の熱きが如く、之れを久しくして必ず見る。豈に能く終に其の實なる者を掩はん。故に其の事有るや、辯ずべからざるなり。其の事無きや、必ずしも辯ぜざるなり。其の事無くして之れを辯ずるは、是れ自ら謗るなり。其の事有りて之れを辯ずるは、是れ益々己の惡を増して人の怒りを甚だしくするなり。皆な自ら脩めて物を平らかにする所以に非ざるなり。

【現代語訳】人の正邪や毀譽褒貶は、水が湿つており、火が熱いように、しばらくすれば必ず明らかになるものだ。どうして最後まで事実を覆い隠すことができようか。だから何か（悪いことを）したのならば、弁解することはできない。（悪いことを）していなくとも、必ずしも弁解はしない。（悪いことを）していなくて弁解するのは、自分自身を誹謗することだ。（悪いことを）していて弁解するのは、自分の惡を増大させて人の怒りをさらに激しくするものだ。いずれも自己修養に努めて行動を平穩にするのではないのだ。

【解説】「是非毀譽」に対する弁解が不必要かつ有害であることを強調している。王守仁は「夫學者既立有必爲聖人之志、…外面是非毀譽亦好資之」（夫れ學者既に必ず聖人と爲ること有るの志を立てれば、…外面の是非毀譽も亦た好く之れに資す）（『王

文成公全書」卷五、「答劉内重 乙酉」として、他者からの是非毀譽は、聖人となるための修養において、むしろ有用なものとしているのである。

【異文】（「文成王先生教言下篇 第三十二条」）

或問、犯而不校與不報無道、何以不同。曰、有意無意耳。又曰、犯而不校、非是不與人校長短。且如大明律、不曾有罪、懸法設科、人自犯之、乃犯也。設使彼有九分九釐罪過、我有一釐不是、均是犯法、非彼犯我也。說不得不校、只當自反自責、必是我全無不是、彼全無是處、然後謂之犯。如此而又不校、愛敬調停之心、不倦不厭、方是好學。

【書き下し文】或るひと問ふ、犯さるるも校せずと無道に報ぜざるとは、何を以て同じからず、と。曰はく、意有ると意無きとのみ、と。又た曰はく、犯さるるも校せずとは、是れ人と長短を校せざるに非ず。且つ大明律の如きは、曾て罪有らずして、法に懸け科を設くるは、人自ら之れを犯さば、乃ち犯すなり。設し彼をして九分九釐の罪過を有らしむるも、我れに一釐の不是有らば、均しく是れ法を犯すにして、彼、我れを犯すには非ざるなり。校せざるを得ずと説くは、只だ當に自ら反し自ら責め、必ず是れ我れに全く不是無く、彼れに全く是なる處無くして、然る後に之れを犯すと謂ふべし。此の如くにして又た校せず、愛敬調停の心、倦まず厭はざるは、方にはれ學を好むなり。

【現代語訳】ある人がたずねた、「『侵害されても争わない』（『論語』泰伯篇）と『無道に対しても報復しない』（『中庸』第十章）とは、どうして違うのでしょうか」と。（先生が）おっしゃる、「意識的か無意識的かの違いだけだよ」と。さらにおっしゃる、「『侵害されても争わない』というのは、人と優劣を争わないということではない。それに『大明律』などでは、まだ罪名が無いものを、法に照らして規定するのは、人が自分からその罪を犯してこそ、罪を犯したということなのだ。もし彼に九分九厘の罪過があったとしても、私に一厘の正しくない点があったならば、両者とも法を犯したということだ」

あつて、彼が私を侵害したというのではない。争わざるを得ないというのは、まさしく自己反省を行い自責の念を持ち、絶対に自分に正しくない点が全く無く、彼に全く正しい点が無いようであつて、その後にくそ、『侵害する』と言うべきなのだ。このようであつてもまた争わず、愛し敬い調停する心が、「倦むことも厭うこともない」（『論語』述而篇）ことこそが、「学を好む」（『論語』雍也篇）ということなのだ。

【解説】本条は上述のごとく、『稽山承語』第三十六条に類似の語が見られるが、後半部にかんがりの相違がみられるため、「異文」として収録することとしたものである。⁽³⁾

本条においては『大明律』への言及が見られるが、王守仁は多年にわたる官僚生活にもかかわらず、『大明律』への言及は極めて少なく、本条の他には、『王文成公全書』巻九（別録一 奏疏）「申明賞罰以厲人心疏」における、「伏観大明律内該載失誤軍事條……」（伏して大明律内に軍事を失誤するの條を該載するを觀るに……）という極めて形式的な言及がいか所あるのみであり、本条での言及は貴重なものと言えるだろう。

以上において見てきたように、『薛王二先生教言』は従来、研究者によって注目されることがほとんど無かつたものであるが、明清期における朱子学と陽明学の同帰を主張する潮流を示すものであるのみならず、薛瑄と王守仁の佚文を含むものとしても貴重な存在であり、今後より多くの研究がなされることが期待されるものなのである。

【謝辞】永富「二〇二二」の執筆に当たっては、金文京先生より懇切なご示教を賜ることができた。また山梨県立図書館の館員各位よりは、資料の複写に当たって格別の配慮を賜っている。特記して感謝の意を表する次第である。

【本稿は科学研究費補助金（基盤研究（C）課題番号二二K〇〇〇五六）による成果の一部である。】

- (1) 薛瑄(洪武二十二年八月十日、一三八九年八月三十日)天順八年六月十五日、一四六四年七月十九日)は字は德温、号敬軒、山西河津(山西省運城市)の人。永樂十九年(一四二二)の進士。宣德年間(一四二六〜一四三五)の初め、監察御史を授かる。官は礼部右侍郎兼翰林学士に至る。享年七十六。主著に成化二年(一四六六)初刻の『読書録』がある。『明儒学案』巻八(河東学案上)、『明史』巻二八二に伝有り。
- (2) 中央党校蔵本に関しては、永富「二〇二二」を参照。
- (3) 「根」は根津文庫。根津文庫は明治期の実業家、政治家である根津嘉一郎氏(一八六〇〜一九四〇)の旧蔵書である。
- (4) 「重刻薛王二先生教言叙」の全文およびその書き下し文については、永富「二〇二二」を参照のこと。
- (5) 梅鼎祚「亞中大夫浙江布政使司右叅政玄峰葉公行狀」(『鹿裘石室集』巻四十五「文集巻二十」)、『続修四庫全書』巻一三七九、上海古籍出版社、一九九六)に拠る。なお、本序末尾の「紫微署」とは本来、中書省の雅称であるが、ここでは杭州の浙江布政司のことを指すものと思われる。
- (6) 以上の内容は、『国朝列卿紀』(文海出版社、一九七〇)および『明神宗実録』(中央研究院歴史語言研究所、一九八三)に拠る。
- (7) 『論道編』という書物は現存しない。あるいは『伝習録』のことを指すかと思われるが、未詳である。
- (8) 明清期におけるそのような心学と理学の同帰論の具体例としては、明代における張元忭編『朱子摘編』、『清代における王復礼編』、『三子定論』などを挙げることができる。それらのうち前者に関しては、拙稿「張元忭編『朱子摘編』について」(『人文社会科学研究』第四十八号、人文社会科学研究会、二〇〇八)、後者に関しては、拙稿「王復礼編『三子定論』について」清代における『朱子晚年定論』の受容」(『汲古』第八十号、二〇二二)を参照されたい。
- (9) 本書の跋文類三篇の全文およびその書き下し文、そしてその作者三人に関しては、永富「二〇二二」を参照のこと。
- (10) 唯一『読書録』、『読書統録』に未収の「文清薛先生教言上篇」第九条は、薛瑄の文集である『敬軒文集』にも収められていない佚文である。本条に関しては、本文末尾「佚文」の項を参照。
- (11) 「上篇」第十八条および第四十九条はそれぞれ、『丘陵学山』および『說郭統』巻三に所収の朱得之編『宵練匣』の第五条および第二条にも収録されている。一方、「下篇」第三十二条は『稽山承語』との間に、後半部においてかなりの相違点が見られるため、「異文」として後掲した。なお『稽山承語』に関しては、水野實、永富青地、三沢三知夫校注『稽山承語』(『中国文哲研究通訊』第三卷第三期(中央研究院中国文哲研究所、一九九八)を参照のこと。
- また、「文成王先生教言」上下篇に所収の諸条の内容の大部分は、巡按貴州監察御史の陳效古によって嘉靖三十四年(一五五五)

に刊行された、閩東編『陽明先生文録』（台湾中央研究院傅斯年圖書館藏本。附録として、『伝習録』・『伝習統録』・『陽明先生遺言録』・『稽山承語』が収録されている）にも含まれているため、本書の底本が閩東編『陽明先生文録』である可能性も検討すべきだが、閩東編『陽明先生文録』の附録のうち、現在の『伝習録』下巻に相当する『伝習統録』には、「文成王先生教言」下篇第十条に所収の「先生曰聖賢非無」条（『王文成公全書』卷三、『傳習録』下巻、第二二三条）が収められていないことからして、その可能性は低いものと考えられる。なお、閩東編『陽明先生文録』および『伝習統録』に関しては、拙著『王守仁著作の文献学的研究』（汲古書院、二〇〇七）第二章第一節および第一章第二節を参照のこと。

(12)

『稽山承語』よりの引用も、葉煒によるものと考えられる。

(13)

『稽山承語』第三十六条においては、「非彼犯我也」の後を、「聖門之教只是自反自責、故曰、不校必是我全無不是、彼全無是處、然後謂之犯。如此而又不校、受敬調停之心、不倦不厭、方是好學」に作る。

【表一】「文清薛先生教言」と『読書録』、『読書統録』との対照表
 (V1 は巻一。『読書録』、『読書統録』との相違点をカッコ内に記した。)

	「文清薛先生教言」	『読書録』『読書統録』
上篇	文清薛先生教言上篇	
	第 1 条 (人心有一息之怠)	V1 第 9 条
	第 2 条 (因思千古聖賢垂訓)	V1 第 258 条
	第 3 条 (舍小學四書五經)	V1 第 259 条
	第 4 条 (匹夫之志)	V1 第 256 条
	第 5 条 (讀書以防檢此心)	V3 第 149 条
	第 6 条 (讀書當體認)	V4 第 71 条 (讀書當着實體認)
	第 7 条 (天地者吾之父母也)	V4 第 128 条
	第 8 条 (工夫切要)	V2 第 2 条
	第 9 条 (操存涵養)	佚文
	第 10 条 (學以靜爲本)	V1 第 127 条
	第 11 条 (心中無一物)	V1 第 24 条
	第 12 条 (萬物不能礙天之大)	V2 第 147 条
	第 13 条 (脩德行義之外)	V1 第 98 条
	第 14 条 (讀書不體貼)	V2 第 69 条
	第 15 条 (將聖賢言語)	V2 第 73 条
	第 16 条 (烏雀巢茂林)	V2 第 105 条
	第 17 条 (求在外者)	V2 第 201 条
	第 18 条 (酒色之類)	V2 第 204 条
	第 19 条 (開卷即有與聖賢)	V3 第 25 条
	第 20 条 (輕當矯之以重)	V3 第 97 条
	第 21 条 (許魯齋詩曰萬般)	V3 第 105 条 (操心一則義理) 後半
	第 22 条 (造化翕寂專一)	V3 第 112 条
	第 23 条 (言不及行可耻之甚)	V3 第 120 条
	第 24 条 (切不可隨衆)	V3 第 121 条
	第 25 条 (君子之心欲人同其善)	V3 第 281 条
	第 26 条 (大丈夫以正大立心)	V4 第 117 条
	第 27 条 (識高則量大)	V4 第 231 条
	第 28 条 (衣食之類)	V4 第 299 条

第 29 条 (尋思千能百巧)	V5 第 134 条
第 30 条 (程子曰脩養)	V5 第 195 条
第 31 条 (三代之學)	V6 第 126 条 (註1)
第 32 条 (伎心一生)	V6 第 223 条
第 33 条 (人開口)	V7 第 121 条
第 34 条 (一念之欲)	V7 第 145 条
第 35 条 (伯宗曰)	V7 第 188 条 (宗伯曰)
第 36 条 (好勝人之大病)	V7 第 251 条
第 37 条 (節儉朴素)	V7 第 253 条
第 38 条 (天不以隆冬太寒)	V7 第 274 条 (天不以隆冬大寒)
第 39 条 (迷于利欲者)	V8 第 3 条
第 40 条 (雷電風雨)	V9 第 4 条
第 41 条 (人纔動即有差)	V9 第 25 条
第 42 条 (造化萬物)	續 V1 第 92 条
第 43 条 (消息盈虛)	續 V8 第 48 条
第 44 条 (聖賢成大事業者)	續 V10 第 62 条
第 45 条 (日省己過)	續 V5 第 150 条
第 46 条 (吾于所為之失)	V1 第 16 条
第 47 条 (欲淡則心清)	V1 第 56 条
第 48 条 (嘗默然)	V1 第 61 条
第 49 条 (聖人作經)	V1 第 82 条
第 50 条 (己德所以不大者)	V1 第 205 条 (須是盡去舊習) 後半
第 51 条 (若胸中無物)	V1 第 214 条
第 52 条 (靜中有無限妙理)	V1 第 222 条
第 53 条 (篤志于道)	V1 第 257 条 (篤志此道)
第 54 条 (萬起萬滅之私)	V1 第 220 条
第 55 条 (一念之差)	V2 第 9 条
第 56 条 (德不進)	V1 第 206 条
第 57 条 (一念不謹)	V2 第 103 条
第 58 条 (導友善不納)	V1 第 114 条
第 59 条 (謹言乃爲)	V2 第 107 条
第 60 条 (用力于詞章)	V3 第 14 条

第 61 条 (纔收斂身心)	V3 第 108 条
第 62 条 (好議論前輩)	V3 第 117 条
第 63 条 (愛外物好)	V3 第 145 条
第 64 条 (人當大著眼目)	V6 第 54 条
第 65 条 (愈收斂)	V6 第 76 条
第 66 条 (古人衣冠)	V6 第 163 条
第 67 条 (凝重之人德)	V6 第 54 条
第 68 条 (人之邪正)	V6 第 156 条
第 69 条 (戲謔甚則氣蕩)	V7 第 117 条
第 70 条 (日用間身心)	V7 第 16 条
第 71 条 (無行所悔)	V11 第 78 条
第 72 条 (人爲學至要)	V11 第 6 条
第 73 条 (天理無內外)	V1 第 11 条
第 74 条 (枚乘曰)	V7 第 49 条
第 75 条 (周公告成王)	V3 第 152 条
第 76 条 (不言而躬行)	V3 第 235 条
第 77 条 (作詩作文寫字)	V2 第 198 条
第 78 条 (知理而行者)	V4 第 45 条
第 79 条 (五性之用知)	V4 第 162 条
第 80 条 (纔舒放)	V1 第 149 条
第 81 条 (發奮誠心)	V1 第 218 条
第 82 条 (膽欲大)	V3 第 227 条
第 83 条 (促迫褊窄)	V4 第 61 条
第 84 条 (君子之出處)	V4. 第 120 条
第 85 条 (無欲如至)	V5 第 148 条
第 86 条 (人爲不善者)	V5 第 167 条
第 87 条 (人有滿於得意)	V7 第 161 条
第 88 条 (輕言戲謔)	V8 第 230 条
第 89 条 (人知論人之是非)	V10 第 32 条 (人猶知論人之是非)
第 90 条 (古人有曰不見)	V11 第 30 条
第 91 条 (無卜筮而知吉凶)	V11 第 77 条
文清薛先生教言上篇終	

下篇	文清薛先生教言下篇	
	第 1 条 (科目進身者)	V2 第 14 条
	第 2 条 (爲政以法律)	V1 第 39 条
	第 3 条 (爲學于應事)	V2 第 120 条
	第 4 条 (大丈夫心事)	V3 第 49 条
	第 5 条 (人須有容)	V3 第 68 条
	第 6 条 (人所以千病)	V3 第 92 条
	第 7 条 (取與是一大節)	V4 第 156 条
	第 8 条 (持己得一敬字)	V6 第 75 条
	第 9 条 (孔子曰不患無位)	V1 第 35 条
	第 10 条 (學者之所講明)	V6 第 146 条
	第 11 条 (一身萬物)	V7 第 20 条
	第 12 条 (自家一箇身心)	V2 第 71 条
	第 13 条 (老子曰身與貨)	V5 第 165 条
	第 14 条 (錦衣玉食)	V7 第 76 条 (人之饗用) 後半
	第 15 条 (深以刻薄爲戒)	V1 第 86 条
	第 16 条 (寧人負我)	V1 第 87 条
	第 17 条 (人之子孫)	V1 第 47 条
	第 18 条 (勢到七八分)	V1 第 47 条
	第 19 条 (先儒曰他山之石)	V2 第 25 条
	第 20 条 (人未已知)	V2 第 26 条
	第 21 条 (論事不可趨)	V2 第 162 条
	第 22 条 (文中子曰古之從仕者)	V4 第 234 条
	第 23 条 (觀人之法聽言)	V6 第 51 条
	第 24 条 (余直不欲)	V6 第 65 条
	第 25 条 (忍所不能)	V7 第 88 条
	第 26 条 (接物宜含弘)	V6 第 197 条 (接物大宜含弘)
	第 27 条 (人臣得行其志)	V6 第 230 条
	第 28 条 (愛民而民不親者)	V7 第 45 条
	第 29 条 (以誠感人者)	V7 第 60 条
	第 30 条 (贈言以名位)	V7 第 178 条
	第 31 条 (去弊當治其本)	V7 第 107 条

第 32 条 (處事識爲先)	V9 第 56 条
第 33 条 (世之廉者有三)	V7 第 173 条
第 34 条 (聖賢以義制心)	V7 第 228 条
第 35 条 (或曰人有慢己者)	V7 第 250 条
第 36 条 (固不可假公法)	V7 第 300 条
第 37 条 (爲官者切不可)	V7 第 303 条
第 38 条 (一命之士)	V7 第 304 条
第 39 条 (必能忍人)	V9 第 82 条
第 40 条 (許魯齋曰世間)	V9 第 86 条
第 41 条 (爲政須通經)	V9 第 80 条
第 42 条 (天下国家)	續 V5 第 20 条
第 43 条 (事來只順應)	續 V1 第 202 条
第 44 条 (凡處事當推功)	續 V1 第 307 条 (凡事皆當推功)
第 45 条 (大臣行事)	續 V1 第 7 条
第 46 条 (有小廉曲謹)	續 V2 第 8 条 (亦有小廉曲謹)
第 47 条 (爲政通下情)	V7 第 36 条
第 48 条 (勿恃其不攻)	V7 第 21 条
第 49 条 (正以處心)	V7 第 80 条
第 50 条 (爲吏不可)	V7 第 82 条
第 51 条 (凡國家禮文制度)	V1 第 40 条
第 52 条 (爲官最宜)	V1 第 41 条
第 53 条 (嘗觀山勢)	V1 第 42 条
第 54 条 (厚重靜定)	V1 第 130 条
第 55 条 (不可乘喜)	V1 第 152 条
第 56 条 (須要有包含)	V1 第 154 条
第 57 条 (因喜而多言)	V1 第 156 条
第 58 条 (人能于言動)	V1 第 179 条
第 59 条 (君子取人之德義)	V1 第 248 条
第 60 条 (凡作事)	V1 第 172 条
第 61 条 (待下固當謙和)	V1 第 169 条
第 62 条 (和而敬)	V1 第 164 条
第 63 条 (人當自信)	V1 第 163 条

第 64 条 (聞事不喜不驚者)	V1 第 159 条
第 65 条 (輕言輕動之人)	V1 第 158 条
第 66 条 (常默最妙)	V1 第 157 条
第 67 条 (文中子曰僮僕)	V1 第 249 条
第 68 条 (不止巫祝)	V2 第 74 条 (當官不接異色人) 後半
第 69 条 (清心省事)	V2 第 76 条
第 70 条 (一語妄發)	V2 第 109 条
第 71 条 (待左右當嚴)	V3 第 81 条
第 72 条 (作事切須謹慎)	V3 第 98 条
第 73 条 (覺人詐)	V3 第 69 条
第 74 条 (處事了)	V3 第 158 条
第 75 条 (處事人)	V3 第 159 条 (處事大)
第 76 条 (治人當有操縱)	V3 第 160 条
第 77 条 (嘗見人尋常事)	V3 第 161 条
第 78 条 (如治小人)	V3 第 162 条
第 79 条 (一字不可輕與人)	V3 第 168 条
第 80 条 (英氣甚害事)	V4 第 59 条
第 81 条 (輕與必濫取)	V5 第 170 条
第 82 条 (畧有與人計較)	V5 第 180 条
第 83 条 (韓魏公范文正公)	V5 第 199 条
第 84 条 (無欲則所行)	V1 第 131 条
第 85 条 (自敬則人敬之)	V1 第 139 条
第 86 条 (處人之難處)	V1 第 140 条
第 87 条 (一念之善)	V9 第 84 条
第 88 条 (便僻側媚)	V6 第 158 条
第 89 条 (莊子曰夫事)	V6 第 137 条
第 90 条 (左傳曰思其終也)	V7 第 232 条
第 91 条 (李景讓母鄭氏)	V7 第 246 条
第 92 条 (臨屬官公事)	V7 第 331 条
第 93 条 (止未作禁游民)	V9 第 101 条
第 94 条 (人素無實德)	V7 第 166 条 (人之好諛) 後半
第 95 条 (人亦有此理)	V3 第 179 条

第 96 条 (天地之化)	V5 第 63 条
第 97 条 (聖人不怨天)	V9 第 50 条
第 98 条 (不可因人曲)	V1 第 165 条
第 99 条 (所見既明)	V1 第 296 条
第 100 条 (人譽已果)	V2 第 28 条
第 101 条 (立法之初)	V2 第 148 条
第 102 条 (覺人詐)	V3 第 69 条
第 103 条 (大事小事)	V3 第 157 条
第 104 条 (處事最當熟思)	V3 第 161 条
第 105 条 (爲政當以公平)	V3 第 197 条
第 106 条 (世有賣法)	V3 第 215 条
第 107 条 (婦人女子之言)	V7 第 87 条
第 108 条 (人之自立)	V9 第 70 条
第 109 条 (人不能受言者)	續 V2 第 63 条
第 110 条 (名節至大)	續 V2 第 274 条
文清薛先生教言下篇終	

【表二】「文成王先生教言」と『王文成公全書』、『稽山承語』との対照表

	「文成王先生教言」	『王文成公全書』『稽山承語』
上篇	文成王先生教言上篇	
	第 1 条 (人者天地萬物)	『全書』 V6 「答李明德丙戌」
	第 2 条 (三代之學)	『全書』 V7 「萬松書院記乙酉」
	第 3 条 (古者四民)	『全書』 V25 「節菴方公墓表乙酉」
	第 4 条 (謂舉業與聖人之學)	『全書』 V4 「(寄聞人邦英邦正) 二戊寅」
	第 5 条 (凡看經書)	『全書』 V6 「答李明德丙戌」
	第 6 条 (孔孟之訓)	『全書』 V8 「壁帖壬午」
	第 7 条 (問上智下愚)	『全書』 V1 『傳習錄』 上卷第 109 条
	第 8 条 (問主一之旨)	『全書』 V1 『傳習錄』 上卷第 15 条
	第 9 条 (琴瑟簡編)	『全書』 V3 『傳習錄』 下卷第 302 条
	第 10 条 (問世道日降)	『全書』 V1 『傳習錄』 上卷第 69 条
	第 11 条 (問曰好色好利)	『全書』 V1 『傳習錄』 上卷第 72 条

第 12 条 (學絶道喪之餘)	『全書』V5「答劉内重乙酉」
第 13 条 (君子之學求以變化)	『全書』V7「從吾道人記乙酉」
第 14 条 (今之習藝者)	『全書』V21「(答儲柴墟) 2 壬申」
第 15 条 (今人病痛)	『全書』V8「書正憲扇乙酉」
第 16 条 (古之聖賢時時)	『全書』V4「寄諸弟戊寅」
第 17 条 (謙虚之功)	佚文
第 18 条 (或問客氣)	『稽山承語』第 29 条『宵練匣』第 5 条 <small>(註 2)</small>
第 19 条 (若解向裏)	『全書』V1『傳習録』上卷第 66 条(道一而已)後半
第 20 条 (因論某人在涵養上)	『全書』V1『傳習録』上卷第 116 条(因論先生之門某人在涵養上)
第 21 条 (吾輩用功)	『全書』V1『傳習録』上卷第 99 条(希淵問聖人可學)後半
第 22 条 (聖人之心纖塵)	『全書』V4「答黃宗賢應原忠辛未」
第 23 条 (人之学而弗成者)	『全書』V7「贈林以吉歸省序辛未」
第 24 条 (學者既立)	『全書』V5「答劉内重乙酉」
第 25 条 (良知者心之本體)	『全書』V2『傳習録』中卷「答陸原靜書」
第 26 条 (良知不由見聞)	『全書』V2『傳習録』中卷「答羅整菴少宰書」
第 27 条 (性無不善)	『全書』V2『傳習録』中卷「(答陸原靜書) 又」
第 28 条 (良知本來自明)	『全書』V2『傳習録』中卷「(答陸原靜書) 又」
第 29 条 (氣淫者)	『全書』V7「贈王堯卿序辛未」(『全書』では「氣浮者」)
第 30 条 (躁於其心者)	『全書』V7「觀德亭記戊寅」
第 31 条 (行之明覺)	『全書』V2『傳習録』中卷「答顧東橋書」
第 32 条 (合得本體)	朱得之『稽山承語』第 20 条(『稽山承語』では「合著本體」)
第 33 条 (衆方囂然)	『全書』V24「示徐曰仁應試丁卯」
第 34 条 (夫良知一也)	『全書』V2『傳習録』中卷「答陸原靜書」

	第 35 条 (勿以無過爲聖賢)	『全書』 V21 「(答徐成之) 二壬午」
	第 36 条 (種樹者)	『全書』 V1 『傳習錄』 上卷第 115 条
	第 37 条 (只存得此心)	『全書』 V1 『傳習錄』 上卷第 79 条
	第 38 条 (或問爲學)	『全書』 V1 『傳習錄』 上卷第 103 条
	第 39 条 (夫物理不外)	『全書』 V2 『傳習錄』 中卷「答顧東橋書」
	第 40 条 (君子之學務求在己)	『全書』 V6 「答友人丙戌」
	第 41 条 (本心之明)	『全書』 V4 「寄諸弟戊寅」
	第 42 条 (自家痛痒)	『全書』 V2 『傳習錄』 中卷「啓問道通書」
	第 43 条 (世間無志之人)	『全書』 V6 「寄鄒謙之丙戌」
	第 44 条 (口之于甘苦也)	『全書』 V7 「贈鄭德夫歸省序乙亥」
	第 45 条 (先生曰德有本)	『全書』 V7 「紫陽書院集序乙亥」
	第 46 条 (澄澗有人夜怕鬼者)	『全書』 V1 『傳習錄』 上卷第 40 条
	第 47 条 (諸君聞吾之言)	『稽山承語』 第 44 条
	第 48 条 (曾子病革)	『全書』 V21 「(答儲柴 2 壬申)」
	第 49 条 (道無形體)	『稽山承語』 第 10 条冒頭部『宵練匣』 第 2 条
	第 50 条 (有一等淵默)	『稽山承語』 第 40 条末尾
	第 51 条 (若近世之訓蒙)	『全書』 V2 『傳習錄』 中卷「訓蒙大意示教讀劉伯頌等」
	第 52 条 (心猶水也)	『全書』 V7 「別黃宗賢歸天台序壬申」
	第 53 条 (凡後世美質)	『全書』 V4 「寄諸用明辛未」
	第 54 条 (見得自己心體)	『全書』 V1 『傳習錄』 上卷第 66 条 (道一而已) 後半
	文成王先生教言上篇終	
下篇	文成王先生教言下篇	
	第 1 条 (脩己治人)	『全書』 V4 「答徐成之辛未」
	第 2 条 (天下事)	『全書』 V4 「與王純甫壬申」
	第 3 条 (人在仕途)	『全書』 V6 「與黃宗賢丁亥」
	第 4 条 (聖人之心)	『全書』 V2 「答顧東橋書」
	第 5 条 (堯舜之道)	『全書』 V2 「(答聶文蔚) 二」
	第 6 条 (凡人言語)	『全書』 V6 「與黃宗賢丁亥」

第7条 (後世大患)	『全書』V6「(寄鄒謙之) 三丙戌」
第8条 (科第以致身)	『全書』V22「送聞人邦允序」
第9条 (簿書訟獄)	『全書』V3『傳習錄』下卷第218条(有一屬官) 後半
第10条 (先生曰聖賢非無)	『全書』V3『傳習錄』下卷第223条
第11条 (眼前路逕)	『全書』V5「答劉內重乙酉」
第12条 (聖賢處末世)	『全書』V4「寄希淵壬申」
第13条 (曾見有惡惡臭)	『全書』V2『傳習錄』中卷「答歐陽崇一」
第14条 (君子與人)	『全書』V21「答儲柴墟壬申」
第15条 (如問詞訟)	『全書』V3『傳習錄』下卷第218条(有1屬官) 後半 (如問一詞訟)
第16条 (以循理為主)	『全書』V1『傳習錄』上卷第28条(問寧靜存心時) 後半
第17条 (變化氣質)	『全書』V4「與王純甫壬申」
第18条 (一友初作尹)	佚文
第19条 (立法而考之)	『全書』V7「別王純甫序辛未」
第20条 (君子之致權)	『全書』V21「(寄楊邃庵閣老) 二癸未」
第21条 (問尋常意思)	『全書』V1『傳習錄』上卷、第104条(崇一問尋常意思)
第22条 (君子論事)	『全書』V21「(答徐成之) 二壬午」
第23条 (聖人到位)	『全書』V1『傳習錄』上卷第30条(知識不長進) 後半
第24条 (柔遠人)	『全書』V18「綏柔流賊五月」
第25条 (非笑詆毀)	『全書』V8「書顧維賢卷辛巳」
第26条 (如素富貴)	『全書』V1『傳習錄』上卷第67条(問名物度数) 後半
第27条 (精神道德)	『全書』V1、『傳習錄』上卷第54条
第28条 (昔之君子)	『全書』V5「(與陸元靜) 二壬午」
第29条 (只怕鏡不明)	『全書』V1『傳習錄』上卷第21条(問聖人應變) 後半
第30条 (盈虛消息)	『全書』V25「徐昌穀墓誌銘辛未」
第31条 (務實之心重一分)	『全書』V1『傳習錄』上卷第105条(先生曰爲學大病) 後半

第 32 条 (或問犯而不校)	『稽山承語』第 36 条に類似の語あり (ただし後半部にかなりの相違がみられる)
第 33 条 (言語無序)	『全書』V1『傳習録』上巻第 80 条
第 34 条 (專事無爲)	『全書』V1『傳習録』上巻第 11 条 (愛問文中子) 後半
第 35 条 (三子所謂)	『全書』V1『傳習録』上巻第 29 条 (問孔門言志) 後半
第 36 条 (神仙之學)	『全書』V5「與陸元靜辛巳」
第 37 条 (問冲學有諸)	『全書』V25「徐昌毅墓誌銘辛未」
第 38 条 (人之是非)	佚文
第 39 条 (有道之士)	『全書』V6「答南元善丙戌」
第 40 条 (今之調養者)	『全書』V24「示徐曰仁應試丁卯」
第 41 条 (古禮之存于世者)	『全書』V6「(寄鄒謙之) 二丙戌」
第 42 条 (用兵之法)	『全書』V18「綏柔流賊五月」
第 43 条 (隨事就事上)	『全書』V2「(答聶文蔚) 二」(隨時就事上)
第 44 条 (君子之學終身)	『全書』V2『傳習録』中巻、「答歐陽崇一」
文成王先生教言下篇終	

(註 1) 卷六の条数には、卷六冒頭の「讀陰符經雜言」を含めない。以下、卷六の条数は同様とする。

(註 2) 本条はまた、『明儒学案』卷二十五、「明經朱近齋先生得之」、「語録」第五条にほぼ同文が収録されている。